

平成29年度第1回岸和田市環境審議会 会議録

承認		事務局							《開催日時・場所》	
会長	表委員	市民環境部長	環境課長	参事	主幹	担当長	主査	担当員	平成30年3月7日(水) 14:00~16:30	
済	済								岸和田市立中央公民館 4階 多目的ホール	
《出席者》 環境審議会委員：20名中16名										
石田委員	伊藤委員	梅崎委員	江種副会長	大家委員	表委員	川瀬委員	佐久間委員	佐藤委員	高原委員	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
竹中委員	谷口委員	中山委員	原宗久委員	原祐二委員	松井委員	松本委員	山田委員	山根委員	吉田会長	
—	—	○	○	○	○	○	—	○	○	
理事者・事務局	(理事者) 赤井市民環境部長 (事務局) 環境課：谷藤課長、大工参事、重田参事、坂本主幹、亀田担当長、中村主査、道姓担当員、植田担当員									
傍聴人	0名									
《案件概要》 <審議事項> ・審議会会長及び副会長の選出 ・岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について（諮問） ・岸和田市環境保全条例の改正について（諮問） <報告事項> ・岸和田市環境計画の進捗状況について ・岸和田市の土砂埋立て等の規制に関する条例の制定について										
《内容》 別紙次第のとおり進行 ● 開会 ● 委嘱状交付 赤井部長から委嘱状を交付。 ● 市長挨拶 永野市長の挨拶を赤井部長が代読。										

● 自己紹介

● 資料の確認

● 正副会長の選出

会長は吉田委員に、副会長は江種委員に決定。

● 審議会会長及び副会長挨拶

—・—・— 議 事 —・—・—

● 議事録の確認委員の指名

(会長)

それでは、議事に入ります。

議事に先立ちまして、会議録作成に関して決定しておくことがあります。

これまでの審議会と同様に、後日、事務局が会議録の素案を作成し、私と私が指名した委員により、内容を点検し承認することとなっております。できるだけこれまでされたことのない方をお願いしたいと思います。表委員をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(表委員)

わかりました。

(会長)

ありがとうございます。会議録の点検方法については、会議終了後、事務局から表委員に確認してください。

さて、本日の審議会は、議事次第にありますように、審議案件2件と報告案件2件となっております。内容が盛りだくさんであり、少し長くなるかもしれませんが、議事が円滑に進むよう努めますので、ご協力よろしくお願いいたします。

● 審議事項「岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について」（諮問）

それでは、本日の審議会は、諮問案件があるとのことです。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

赤井部長より会長へ諮問書をお渡しいたします。委員の皆様には、諮問書の写しを配布いたします。しばらくお待ちください。

(赤井部長)

< 諮問書読上げ >

(会長)

承りました。

それでは、ただいまより議事を進行いたします。

審議案件の「岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について」です。事務局より説明をお願いします。

< 事務局説明 >

(会長)

ありがとうございました。温暖化対策の改定の方向性について説明いただきました。新しい用語等出ています。新しく委員になられた方のなかには、以前の実行計画を含めてはじめてご覧になった方もいらっ

しゃると思います。なんでも結構ですので、何かご意見・ご質問はございませんか。

(委員)

初めてでわからないので質問します。区域施策編とありますが、「区域」とはどう理解したらよいですか。大阪府の中の岸和田市という意味ですか。

(事務局)

岸和田市内全域と定めています。

(会長)

自治体ごとにこの実行計画を作らないといけないということで、それを区域施策編と呼んでいるとご理解いただければと思います。他市の状況について事務局で把握していることはありますか。

(事務局)

実行計画は府内ほとんどの自治体が策定しています。新計画になってからの改定は、大阪府と大阪市、堺市が先行しているほかは府内では進んでいません。

(委員)

山手で愛彩ランドができてからビニールハウスと温室が急ピッチで増加しているんです。新しく神於山の東側にも改良地ができています。すべてビニールハウスになるような整地の仕方をしているんです。資料 1 の産業部門の中に農業が入っているのでしょうか。昔の農地は水田と畑で、ハウスは少なかった。水田は水の増減をコントロールする役目があります。畑もビニールハウスで覆われてなければ、雨は土壌に吸い込まれていき、気温を上昇させることもない。水田と畑地がビニールハウスで覆われていくのが環境に大きな影響を与えているのではないかと山の上からいつも見えています。そういう影響が産業部門の中に入っているのか。あるいはどこに入っているのか。それが質問です。

(事務局)

農業は、産業部門の中に入っています。ハウスで使う燃料は、二酸化炭素に換算し、排出の増加として表れています。農業生産額等から割り出して試算しています。

(委員)

農業については、やり方も変化するでしょうし、就労人口や面積の増減があるので、全体でどうなるかは詳しく見ていかないとわからないかと思います。関連する質問です。産業部門だけ 2014 年から 2015 年にかけて大きく伸びていることについてはどうお考えですか。

(事務局)

阪南 2 区の工場ができた影響かと思われます。

(委員)

今の農業の指摘は大事なポイントで、前回の平成 23 年版が取り上げているのは CO<sub>2</sub>の排出だけですよ。メタン等も温暖化効果への影響が大きいので、水田やハウスの話とは別箇に考えるほうが、実態を把握するうえでは大事な点です。農業の温暖化ガス排出の面のみを説明されていましたが、委員がおっしゃったのは、温暖化したときの生態系の激変緩和が見込まれる、水田の生態系調節機能が失われているのではないかと、グリーンインフラの機能がビニールハウスでは水田の代替となっていないので、「適応策」としてこれでいいのか、岸和田市は考えないといけない、という論点だと思います。実行計画の緩和策は国や府の引き写しでいい部分といえるが、適応策は、私の専門の生態系についていいますと、岸和田市という地域において川をどう考えるか、山をどう考えるか、等、地域でオリジナルな施策を打ち出さないとい

けないといえます。ここがきちんと組み込まれないと本当の区域施策はできない。たとえば、グリーンインフラとしてどれだけ水田を確保するのか、生態系を調整する場所として森林を確保するのか、環境課が他の部局と相当調整しないといけない。これまでは産業部局との調整のみでよかったが、地域計画まで手が伸びることとなる。そのあたりのご覚悟をお聞かせいただきたい。

(事務局)

委員にご指摘いただいた点を整理し、実行計画を作っていきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。今の点は改定を進めていくうえで非常に大事なことと思います。

今回は区域施策の改定を進めていくスタートラインにあたり、委員の皆様にご確認いただきたいのは、計画改定の背景、特に国の目標に合わせて目標年次等を変えていくということ、今議論のありました、温暖化の緩和策、適応策を盛り込むということです。しかも、前例のないことなので、他の市を真似することができないことにもなるかと思しますので、岸和田独自の案を盛り込めるチャンスと前向きに捉えたいと思います。進め方についてご提案したいと思います。幅広い論点がございまして、審議会の場で各委員の皆様から各方面からのご意見をいただいてというのは難しいと思われま。以前も生物多様性の専門部会を作ったことがあり、それに倣って、新たに部会を作り、集中的に意見や論点を明確にしながら議論を進めていきたいと思。よろしいでしょうか。

<意見なし>

異議ないようですので、お認めいただいたことにいたします。ありがとうございます。今回は、改正の方向性をご確認いただくことを案件のポイントとし、具体的には専門部会で進めていくことをご了解いただきます。

新たに設ける部会の組織、運営につきまして、事務局からご提案ください。

<事務局説明>

(会長)

他の専門部会等の規定に準じて定められたものと思います。委員の先生のご都合に合わせて、ご指名いたします。ご協力いただけるでしょうか。

< 異議なし >

(会長)

ありがとうございます。ご協力よろしく申し上げます。

事務局から、他にありませんか。

(事務局)

<スケジュールについて説明>

(会長)

ありがとうございました。

#### ● 審議事項「岸和田市環境保全条例の改正について」(諮問)

それでは、次の案件、「岸和田市環境保全条例の改正について」です。事務局より説明をお願いします。

< 事務局説明 >

(会長)

ありがとうございました。環境保全条例の改正についての諮問でございます。内容は、地球環境と生物

多様性の保全についての規定を設けること。生活環境保全と公害防止について、他法令が整備されたため生じた重複部分を見直すこと。神於山と自然再生推進法、土砂条例との重複、都市緑化法に基づく自然環境保全指導員制度の整理等、自然環境の保全と回復の推進について、重複部分の整理と新しい課題に対して付け加えて規定すること。の3点でございます。それぞれ改正の趣旨と背景が異なることがあるかもしれませんが。環境保全条例の制定過程を踏まえて、社会情勢の変化にうまく対応していくため、条例改正についてまとめて審議いただきたいということでございます。この案件においても、専門的な部分がございますので、専門部会を設置して議論を進めていくのが効率的かと思いますが、いかがでしょうか。

< 異議なし >

(会長)

ありがとうございます。では、事務局から説明をお願いします。

< 事務局説明 >

(会長)

ありがとうございます。温暖化対策専門部会とあわせて3つの専門部会を設けて審議を進めたいという提案でございました。改正の方向性やポイント、運営の進め方等なんでもご議論いただきたいと思います。ご意見ございますでしょうか。

(委員)

主に自然環境について数点あります。

1点目。第4章第2節自然環境の改定部分で自然再生推進法に基づく神於山と位置づけられているが、生物多様性地域連携促進法は検討されましたか。どちらかということ、この案件はこちらの法律が適切ではないかなと。区域政策を立てるための協議会を作ることができる、地権者がわからないときでも地域でビジョンを作れば山の管理ができるなど利点がある。また、関係機関の連携を位置づける規定があり、きしわだ自然資料館を連携センターに位置づけることで教育普及の方面にも広がりが出てくるのではと思うので、ぜひ生物多様性地域連携促進法を検討いただきたい。自然再生戦略ができてから生物多様性地域連携促進法ができたので、範囲が広がっています。自然再生推進法は、プロジェクトを後押しする、各協議会のひとつひとつの取組を後押しする傾向があり、地方行政とのかかわりが若干弱い印象です。

2点目は、大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境保全指導員についてです。市の自然環境調査員を府の指導員制度に一本化してしまうというのはどうなんだろうか。実際の指導員に実態を直接聞いてみないとわからないが、府に連絡を入れるというだけでやりがいがない、と漏れ聞いている。岸和田市でより密接に地域につながっているほうがメリットがあるのではないか。ここでもきしわだ自然資料館を拠点と位置づけて連携をして、市民の皆さんのモニタリング、普段見ている自然の姿を施策に反映していく制度を作っていただきたい。現行の条文の中にきしわだ自然資料館が出てこないことに若干不満を感じています。

3点目。みどりの基本計画に基づいてボランティアを位置づけていくとおっしゃっていたが、地域の農地や公園を含めたグリーンインフラ、緑地には多面的な機能があるとよく言われている。地域の防災のために緑地がどう必要なのか、地域の温暖化防止のために緑地がどう必要なのか、地域の環境教育のために緑地がどう必要なのか、等をむしろみどりの基本計画に盛り込んでいかないといけない。みどりの基本計画に基づいて方針を決めていくという後戻りする印象がしてしまう。そのあたりについてのお考えかお聞かせください。

<事務局>

1 点目。前向きに検討します。

2 点目。3名の現職指導員の活動を更に地域と連携させた事業の実施につなげていきたい。

3 点目。みどりの基本計画所管の部局と調整します。

(会長)

その他ございますか。

(委員)

「自然再生推進法に基づいた神於山の自然再生の推進を進めていく中での自然環境保全区域の必要性」の具体的なイメージがわからない。現況の竹林を雑木林に変えることができれば、多くの生物がすむ豊かな自然になるだろうと思う。自然環境保全区域を設けることがそういう自然環境を作ることにつながるのか、竹林が減るのか、わからない。

<事務局>

神於山保全活動推進協議会が自然再生推進法に基づいて策定した「全体構想」で竹林の整備をうたっている。成果が出るまで時間がかかるものであり、その点をご理解いただきたい。

(会長)

今回の改正によって、自然環境保全区域を区域指定することが、神於山の保全にどうつながっていくのか、具体的に教えてください。今回の諮問の意図についてももう一度説明ください。

<事務局>

環境保全条例で自然環境保全区域を指定することが必要かどうか。現在は、他法に基づく区域指定しかない。環境保全条例でさらに指定することは必要ないのではないか、審議いただきたいということです。

(会長)

自然環境保全施策についての検討ではなく、環境保全条例の整理が主な目的ということです。委員がおっしゃった、竹林の管理に役立つであろう法に基づく自然環境保全区域等の指定を妨げるものではないということでしょうか。

(委員)

岸和田市だけでなく大阪府でも、環境保全条例は基本的に行為を規制するもので、自然環境保全地域についても草木を採ってはいけない、鳥などを捕ってはいけないという行為規制を規定しています。自然再生とは、行為を後押しすることによって自然を再生させようという性質のものなので、表彰といった推進する規定と規制する規定を整理し、見通しよくしないと混乱してしまうのではないかと思います。保全区域というと自然公園法の行為規制をするための名称であるので、推進地域、促進地域といった別の名称の採用についても今後議論いただきたい。

(会長)

保全区域という名称は法律で決まっているわけではないんですね。

(委員)

法律や条例の整理をすることで、今までより手抜きになったり、市がしていたことがされなくなったりしないのか、わからない。わからないのに、賛成してよいものか判断できない。

(事務局)

現在、法・府条例・市条例に関わらず、岸和田市で事務を行っています。法と条例が重複している部分

を整理しても、事務自体は岸和田市が行います。法や府条例の対象とならない小規模な事業所への規制が必要か、過度な規制ではないか、についても審議いただいて、整理したいと思います。

(委員)

法令を精査され整理していくのは重要なことと思います。温暖化対策について、役所内の部局間連携で乗り越えられる施策があります。わたしが関係しているところでは、堺市、和歌山市での工場立地法の敷地外緑地です。臨海部の工場に対して緑地基準を緩和することで基金化し、郊外の里山に投資する施策が条例でできました。区域施策についても、部署間連携で条例が活用できるところがあると思います。専門部会を立ち上げて細かく議論するのはすばらしいことだが、それぞれが縦割りになって、となりと話せられることをやらなくなるという、役所でありがちなことにならないよう注意したい。

(委員)

環境保全条例の改正について、公害規制と自然環境とが混乱しないよう、それぞれ分けて部会を設ける方法はいいと思います。

(会長)

他にご意見ございませんか。

貴重なご意見をいただいたと思います。各論についての質問には事務局からお答えいただきました。他にも、複数の委員から、漠然とした、素朴な疑問、素朴な不安からのご指摘もありました。本質的な指摘であるかと思います。環境保全条例をすっきりさせたいという進め方に対して、環境保全条例だけを目的にしないでください、また、環境保全条例は、神於山・自然環境を守ること、温暖化対策を実施するための手段であることを忘れないで審議を進めてください、という主旨と承りました。

他の委員からも、従来の条例の規制する方法から、手を加えて育ててゆく方法へ転換していかないと、環境整備・環境創造が成り立っていかない、そのため規制を中心にした法律・条例だけでは難しい部分があって、それを乗り越えていくためにいろいろな法律が出てきた経緯があったことを踏まえて、審議会への諮問事項という大目的である保全条例を改正するという機会を活用して、新しい柔軟な手法・アイデアを生み出す場として専門部会を活用していきましょう、という進め方の大事なポイントをご指摘いただいたか、と思います。

委員会として、今回の説明では諮問の趣旨が委員に十分には伝わっていなかったことを真摯に受け止めて、専門部会を経て中間報告する時には、こんな風によくなります、こんな風な議論があってプラスがあります、という条例の改正の趣旨やポイントが明らかになる、わかりやすい説明ができるよう努めたいと思います。

2つの諮問事項につきましては、ご意見いただいた進め方へのポイント、留意点を踏まえたうえで、事務局から説明いただいたスケジュールに則って進めていきます。ありがとうございました。

続いて報告案件に移ります。

## ● 報告事項「岸和田市環境計画の進捗状況について」

1件目の環境計画の進捗状況についてです。

<事務局説明>

資料4に沿って説明

(会長)

ご説明、ありがとうございました。ご質問ございませんか。

(委員)

騒音の一般地域の環境基準を超過しているところはどういうところですか。

(事務局)

(参考資料2) 環境白書の38ページの下段をご覧ください。基準を超過した地点は、西大路町で、府道泉泉南線と久米田牛滝山貝塚線の影響があったためか、夜間で基準超過がありました。

(会長)

進捗状況について伺いました。

### ● 報告事項「岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例について」

つづきまして、岸和田市の土砂埋立て等の規制に関する条例について報告ください。

<事務局説明>

資料5-1に沿って説明。

(会長)

ありがとうございました。懸案であった土砂埋立ての規制に関する条例が4月1日から施行されます。大阪府の条例とうまくすみ分けし、漏れがないように、岸和田市でも条例を制定いただきました。他の自治体でも近年早急に制定されており、重要な規制の条例であると改めて認識いたしました。

(委員)

岸和田女性会議のサロンゴミからの報告です。市民にアンケートをとるなど調査したところ、皆さんがごみの分別に関して混乱されていることがわかり、分別の実演等を行うワークショップを開催しました。そのとき環境課からお借りしたパンフレットなどの資料が役立ちました。環境課でもそういった資料を活用した啓発活動を実施してください。

(事務局)

ありがとうございました。以前からご意見いただいております案件であり、引き続き努力いたします。

(会長)

ご発言ありがとうございました。知っていただくことが大事でございます。

以上ですべての議案終了いたしました。予定を超過しましたことお詫び申し上げます。

今回、キックオフということで盛りだくさんの内容でございました。進めていくうえでの様々な留意点・アドバイスをいただきました。委員の皆様には専門部会でご負担をおかけするかと思いますが、今後とも引き続きご協力くださいますようお願いいたします

それでは事務局にお返しいたします。

閉会

<事務局>

ありがとうございました。

これをもちまして本日の審議会を終了いたします。

専門部会の委員になっていただく方にはおってご連絡いたします。ご協力よろしくをお願いいたします。